

土地開発行為手続の指導の流れ

新城市に提出される書類として『愛知県土地開発行為指導要綱』に基づき愛知県知事と協議する土地開発行為協議申出書と、『新城市土地開発行為の手続に関する指導要綱』に基づき新城市長に提出する土地開発行為事業計画書があります。各要綱により対象となる開発行為が違い、手続きにも違いがありますのでご注意ください。

Step.1 実施予定の行為が開発行為なのか確認します。

○愛知県土地開発行為指導要綱における開発行為の定義

住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地、太陽光発電施設用地等の造成、土石の採取、鉱物の採掘、水面の埋立て又は干拓その他土地の区画形質の変更

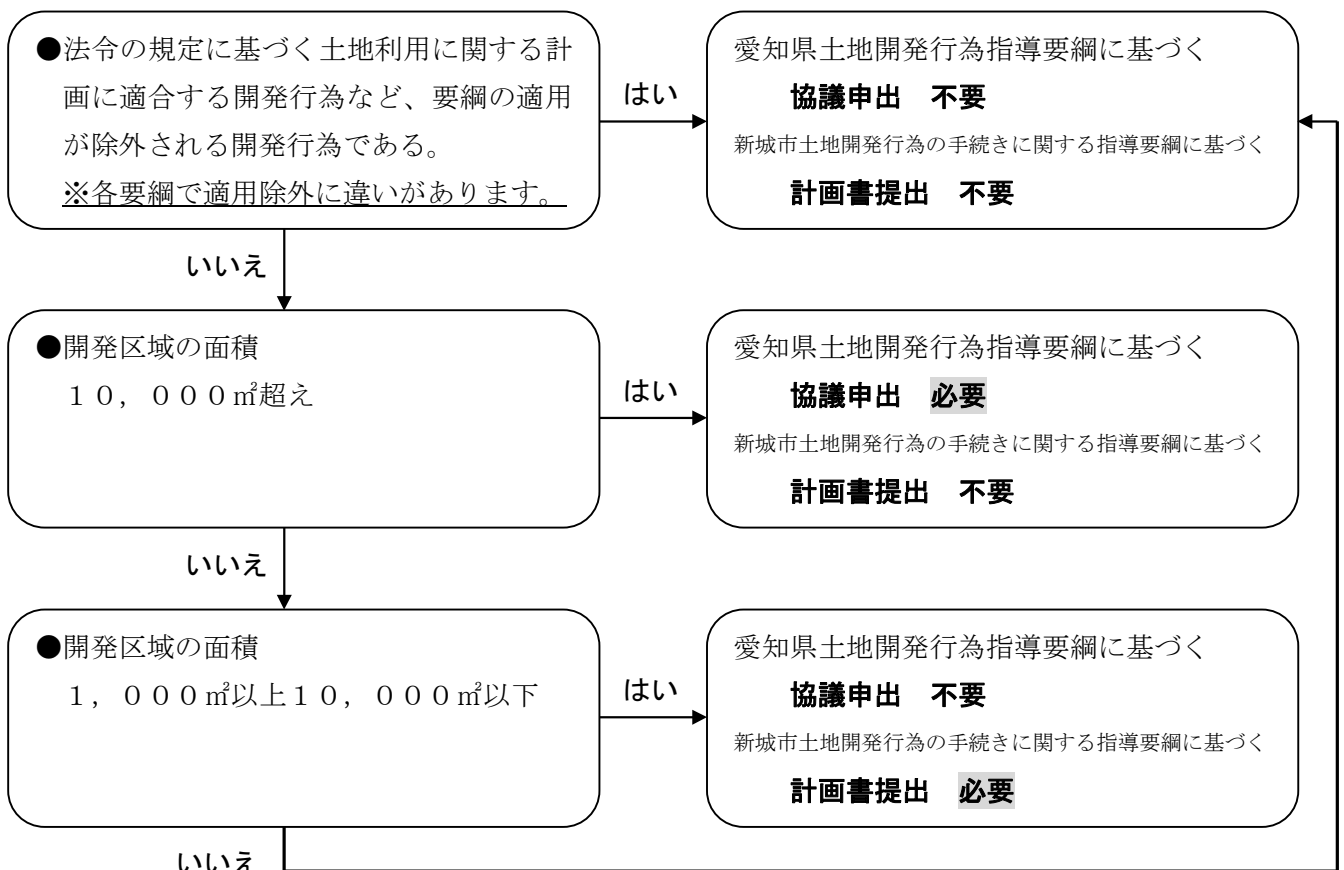
○新城市土地開発行為の手続きに関する指導要綱における開発行為の定義

宅地の造成、工作物の建設のための造成、土石の採取、鉱物の採掘又は水面の埋立てその他土地の区画形質の変更

Point

どちらの要綱においても列記の行為のほか、土地の区画形質の変更を行う行為は開発行為に該当しますが、市の要綱では「新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例」第5条第1項の規定に基づき事前協議を行う開発行為は適用除外としています。その他、農用地区域内で農業目的の開発行為や、地域森林計画対象森林の区域内で森林の施業又は整備をする開発行為なども適用を除外しています。

Step.2 開発行為に該当した場合、どちらの要綱に基づいて協議・提出が必要か確認します。



Step.3 各要綱に基づいて協議・提出をお願いします。

※提出窓口は都市計画課になります。

【参考】市要綱の場合、提出書類は以下のとおりです（正・副 2部）。

- ①土地開発行為事業計画書（様式第1）、②事業実施工程表、③開発区域位置図、
- ④土地利用現況図、⑤土地利用計画平面図、⑥公図の写し、
- ⑦説明状況報告書（参考様式）、⑧その他市長が必要があると認める図書

Step.4 愛知県知事からの協議回答若しくは新城市長からの助言指導通知がお手元に届きま

したら、内容に沿い対応をお願いします。

Step.5 通知等の対応が完了し、開発行為を着手する場合は着手届の提出をお願いします

※提出窓口は都市計画課になります。

※市の要綱による着手届については、開発行為に着手する5日前までに提出をお願いします。

【参考】市要綱の場合、提出書類は以下のとおりです。

- ①着手届（様式第2）

Step.6 計画書等記載の開発行為を実施し、完了しましたら、完了届けの提出をお願いします

す。

※提出窓口は都市計画課になります。

【参考】市要綱の場合、提出書類は以下のとおりです。

- ①完了届（様式第3）

※計画書等記載の開発行為を変更する場合には、改めて計画書等の提出をお願いします。